

近年の相続をめぐる新たな潮流 — 相続税統計と相続事情から見出せる変化 —

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 経済が成熟し高齢化が進む日本では、「相続」は個々の家計における資産蓄積や家計全体の資産分布に影響を及ぼす重要なテーマである。継続的に分析してきたように、高齢化社会の進行と平行して相続に関わる人が増加しており、年間50兆円強の資産が世代間で移転する相続資産市場は拡大が続く見通しである。加えて、相続税が2015年から改正されたことや、2016年7月に公表された路線価が8年ぶりに上昇に転じたこともあり、相続への関心も改めて高まっている。
2. 相続財産に関する近年の新たな潮流が幾つかあるが、この潮流のうち特に注目されるのは、資産格差や地域格差の拡大が進んでいることである。さらに、相続全般に視野を広げると、近年は個々人の遺産に対する考え方や、財産ポートフォリオなど相続事情にも、変化が見られていることも指摘できる。
3. 金融機関においては、このような変化や特性を踏まえて、顧客のセグメント化や、どのセグメントにどのような戦術を展開するのか、マーケティングの方法を検討していくことが大切になると考えられる。そして、今後を展望すると、高齢世代ほど多額の資産を持つ人の割合が多いことや、被相続人1人当たりの相続人数は減少すると見込まれることから、相続が及ぼす家計資産への影響や金融機関ビジネスへの影響は、更に大きくなると見込まれる。

I はじめに

経済が成熟し高齢化が進む日本では、「相続」は、個々の家計における資産蓄積や家計全体の資産分布に影響を及ぼす重要なテーマである。筆者は10年前に家計資産分析の観点から相続の影響への注目を促す最初のレポートを執筆し、それ以降も、人口動態の変化を基に相続時期や相続人の変化を推計したり、被相続人の特性やニーズの分析、相続を通じた資産移動が地域資産へ及ぼす影響の推計等、金融機関戦略にとって重要な問題提起を行ってきた。

継続的に分析してきたように、高齢化社会の進行と平行して、相続に関わる人が増加し

ており、年間 50 兆円強の資産が世代間で移転する相続資産市場は拡大する見通しである¹。加えて、相続税が 2015 年から改正されたことや、2016 年 7 月に相続税の課税ベースとなる路線価が公表され、標準宅地の評価額がリーマンショック前の 2008 年以来、8 年ぶりにプラスに転換したこともあり、相続に対する関心も改めて高まっている。そこで本稿では、近年のデータから見出せる相続をめぐる潮流について考察したい。ただし、2015 年からの税制改正を反映した相続税統計の発表は来年 2017 年になるため、本稿ではまず今夏に発表された 2014 年統計の概要を示し、次に 1994 年以降据え置かれてきた相続税制の下で生じている新たな潮流を示したい。

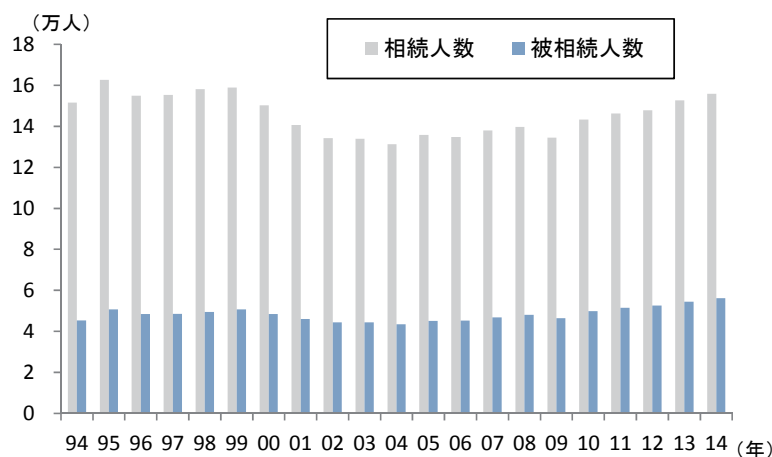
Ⅱ 直近の相続税統計の概要

現在入手しうる最新の相続税統計である 2014 年統計は、国税局別の統計も含めて 2016 年 6 月末に全て公表された。この統計は、2014 年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、2015 年 10 月末までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

この統計によると、2014 年の相続人数は 15 万 5,889 人、被相続人数は 5 万 6,239 人となり、それぞれ 5 年連続で増加している（図表 1）。被相続人が死亡者数全体に占める割合は 2014 年には 4.4% だった。

また、2014 年に相続人が取得した財産額は 12.4 兆円であり、種類別に見ると、最も多い財産は土地（5.1 兆円、構成比 41.5%）である。次いで、現金・預貯金等（3.3 兆円、同 26.6%）、有価証券（1.9 兆円、同 15.3%）である（図表 2）。これは、相続人が取得した財産全体の合計額であるが、個々の被相続人の保有状況を見ると、大半の被相続人はこれらの 3 種類の財産を全て保有している。

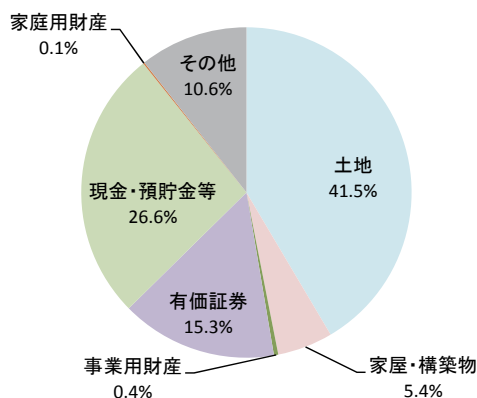
図表 1 相続人数と被相続人数の推移



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

¹ 宮本佐知子「注目集まる相続資産市場と金融機関の取組み」『野村資本市場クォーターリー』2015 年夏号参照。

図表 2 相続人が取得した財産の内訳 (2014 年)



(注) 取得財産価額を示した。
 (出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

III 相続税統計から見える近年の変化

相続税の基礎控除は 2015 年までの 20 年間は据え置かれており、前回の税制改正は 1994 年 (平成 6 年) に遡る (図表 3)。そのため、この間のデータを分析することにより、同じ条件で抽出された富裕層の資産に関する潮流を見出すことができる。この潮流のうち、特に注目されるのは資産格差の拡大である。以下では、まず相続財産額の資産格差について、その次に地域間の資産格差について確認する。

図表 3 相続税の主な改正 (平成元年以降)

年分	相続税の基礎控除	相続税の税率構造	相続税の特例
平成4年	定額部分 4,000万円 ⇒ 4,800万円 比例部分 800万円 ⇒ 950万円	(最高税率[70%]の階層) 5億円超 ⇒ 10億円超	<小規模宅地等の特例> 事業用宅地 ▲60% ⇒ ▲70% 居住用宅地 ▲50% ⇒ ▲60%
6年	定額部分 4,800万円 ⇒ 5,000万円 比例部分 950万円 ⇒ 1,000万円	税率構造 13段階 ⇒ 9段階 (最高税率[70%]の階層) 10億円超 ⇒ 20億円超	<配偶者控除> 最低8,000万円 ⇒ 最低1億6,000万円 <小規模宅地等の特例> 事業用宅地 ▲70% ⇒ ▲80% 居住用宅地 ▲60% ⇒ ▲80%
11年			<小規模宅地等の特例> 事業用宅地 200㎡まで ⇒ 330㎡まで
13年			<小規模宅地等の特例> 事業用宅地 330㎡まで ⇒ 400㎡まで 居住用宅地 200㎡まで ⇒ 240㎡まで
15年		税率構造 9段階 ⇒ 6段階 最高税率 70% ⇒ 50%	
21年			事業承継税制 (創設)
27年	定額部分 5,000万円 ⇒ 3,000万円 比例部分 1,000万円 ⇒ 600万円	税率構造 6段階 ⇒ 8段階 最高税率 50% ⇒ 55%	<小規模宅地等の特例> 居住用宅地 240㎡まで ⇒ 330㎡まで (事業用宅地と合わせて最大730㎡まで)

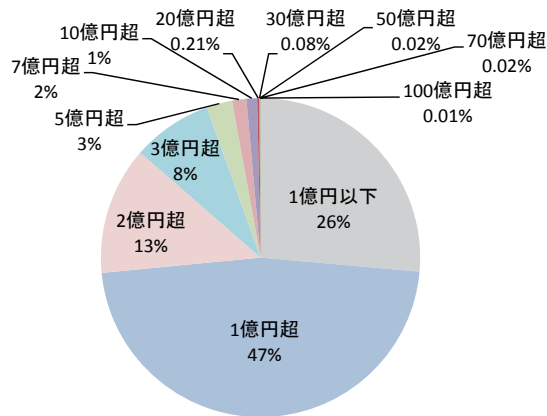
(出所) 第 25 回税制調査会財務省説明資料より野村資本市場研究所抜粋

1. 資産格差

相続人が残した財産を課税価格階級別に確認すると、最も多いのは「1億円超（2億円以下）」であり、被相続人数全体の47%と約半分を占める（図表4）。次いで多いのが「1億円以下」であり、被相続人数全体の26%を占める。これらを合わせた「2億円以下」が、被相続人全体の7割以上を占めることになる。一方、「10億円超」は被相続人数全体の1.4%を占めるにすぎず、更に「100億円超」に限定すると僅か0.01%を占めるにすぎない。

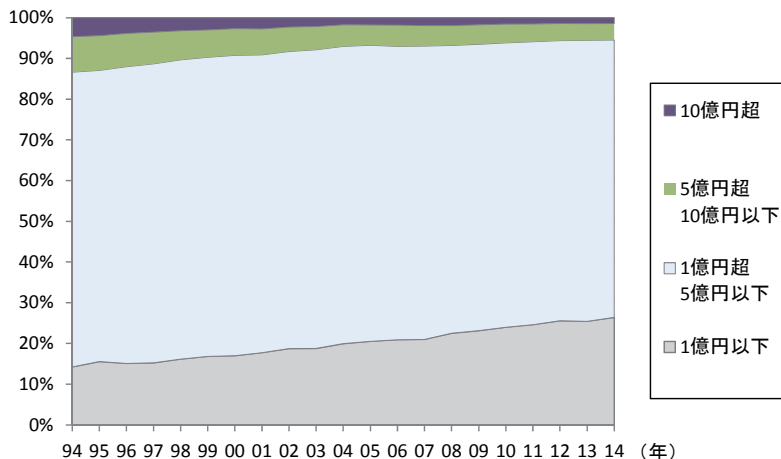
このような課税価格階級別の被相続人の構成比が、これまでも同じだったのかを確認したものが図表5である。過去20年間で被相続人数は4万5,333人から5万6,239人へと増えたが、価格階級別に見ると課税価格「1億円以下」の割合だけが増加しているのに対し、1億円を超える全ての階層はその割合が減少している。つまり、過去20年の間に、被相続人が増加する中でその保有資産の格差は拡大しており、富裕層の間でも実は資産格差が広がっている。

図表4 課税価格階級別の被相続人の構成比（2014年）



（出所）国税庁統計より野村資本市場研究所作成

図表5 課税価格階級別の被相続人の構成比の推移

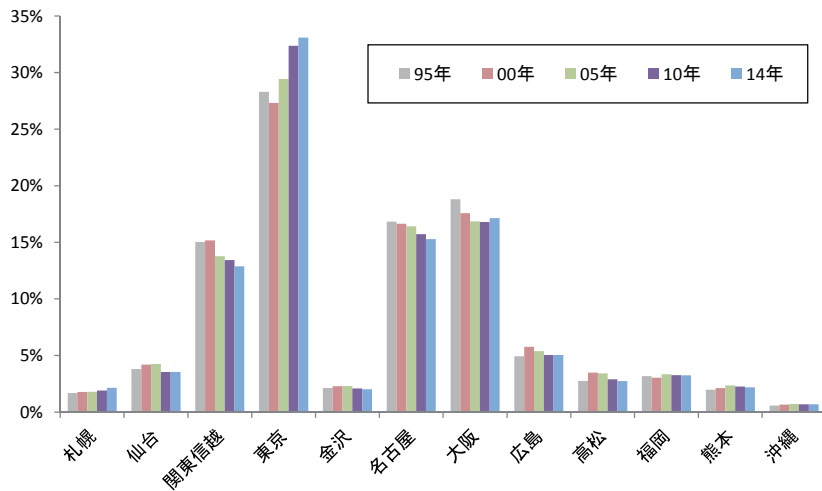


（出所）国税庁統計より野村資本市場研究所作成

2. 地域格差

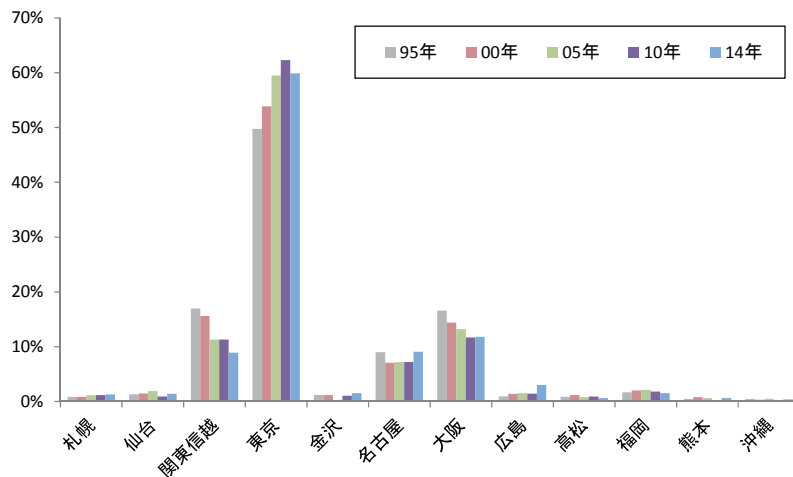
相続税上の被相続人の所在は、実質的には富裕層の所在を意味しているとも解釈できるが、実は地域によって差が大きい。国税局別に被相続人数を比べると、東京国税局が最も多く、2014年は被相続人が18,608人、構成比は33%である（図表6）。過去20年間の変化を見ると、東京国税局の構成比が高まり被相続人の集中が進んでいるのに対し、他の国税局の多くはこの構成比が低下している。更に、分析対象の被相続人を「課税価格10億円超」階級に絞ると、東京国税局への一極集中が一層進んでいることがわかる（図表7）。

図表6 国税局別の被相続人構成



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

図表7 国税局別の被相続人構成（課税価格10億円超）



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

地域ごとの状況をより詳しく検証するため、2014年の相続税統計を用いて、都道府県別の分析と都道府県内の税務署管轄区域の分析を行った。都道府県別に被相続人の所在を比べると、東京都の被相続人は10,775人、被相続人全体の19%を占めており、都内死者数に占める割合を計算すると9.7%となる。この割合は、実質的には富裕層割合と解釈できるが、他県と比べて最も高くなっている。

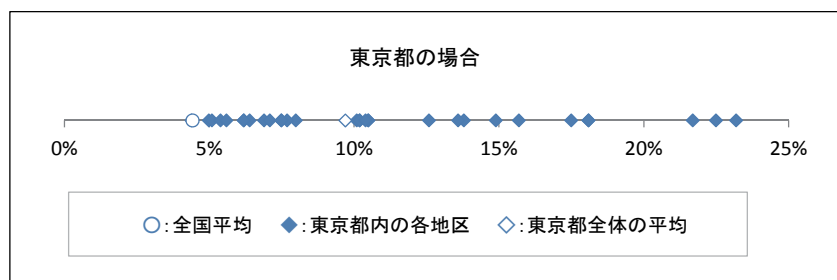
ただしこの割合は、同一都道府県内においても、地区ごとに差がある。この割合が全国平均値(4.4%)を超える「都道府県」は9都道府県だが、全国平均値を上回る「地区」(税務署管轄区域)のある都道府県を計算したところ、23都道府県にのぼる。全国平均を上回る「地区」は、県庁所在地であることも多いが、歴史的経緯から県庁所在地ではない地区の方が高い都道府県もある。

例えば、同一都道府県内で地区(税務署管轄区域)ごとの差が特に大きい東京都の場合を紹介すると、東京都平均が9.7%であるのに対し、地区別に見ると23.2%から4.4%までの開きがあり、富裕層の集中度が大きく異なることを示している(図表8)。そのため金融機関では、相続資産の獲得を目指すにあたり、東京都内ではターゲット層をセグメントごとに細かく分類し、セグメントに応じてきめ細やかな展開と効率的な展開を組み合わせる戦術が考えられよう。

東京都以外にも、例えば愛知県や大阪府では、地区別に見ても全国有数の富裕層集中地区がいくつかあるが、詳しく見ると県内には全国平均を大きく下回る地区もあり、県内の地域差が大きいことがわかる。このような、地区別の富裕層集中度に大きな差がある県では、東京都と同様の戦術が有効と考えられる。

一方で、全国には地区別に見ても富裕層の分布にあまり差がない、均質的な県もある。例えば鳥取県や富山県では、地区ごとの富裕層集中度の差が小さいと想定される。このような県ではターゲット層に合った効率的な展開方法を見出すことで、県内で一斉に展開し、隣接県の同じような地区でも展開することで成果を挙げることが期待できよう。

図表8 被相続人が死亡者数に占める割合の例(東京都の場合)



(注) 各地区の値については、国税局統計の税務署管轄区域別の被相続人数を基に、行政区域も考慮しながら区域毎に死亡者数に対する割合を求めてプロットした。ただし離島は含まない。

(出所) 国税庁統計、厚生労働省統計より野村資本市場研究所作成

IV 近年の相続事情の変化

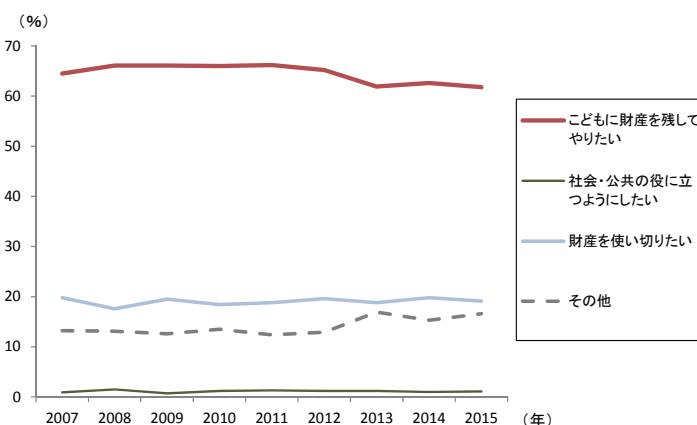
ここまでは相続税の対象者のデータを分析してきたが、相続全般に視野を広げると、近年は相続事情にも変化が見られている。ここでは遺産に対する考え方と、相続財産のポートフォリオについて取り上げる。

1. 遺産に対する考え方

金融広報中央委員会が毎年実施している世論調査では、遺産に関する設問も設けている。具体的には、「あなたのご家庭では、将来、遺産をどのようにしたいと思いますか」という設問に対し、一番近い考え方の選択肢の一つを選ぶというものである。この調査結果を用いて遺産に対する考え方を検証したところ、以下の特徴が確認された。

第一に、設問に用意された 8 つの選択肢の回答を、「こどもに財産を残してやりたい」「社会・公共の役に立つようにしたい」「財産を使い切りたい」「その他」の 4 つに大別して集計すると、「こどもに財産を残してやりたい」人が圧倒的に多く、世代別に見ても全ての世代で最も多く選ばれている（図表 9）。ただし近年は、「こどもに財産を残してやりたい」人は減少傾向にあるのに対し、「財産を使い切りたい」人や、「その他」を選ぶ人が少しずつ増えており、それぞれ約 2 割を占める。

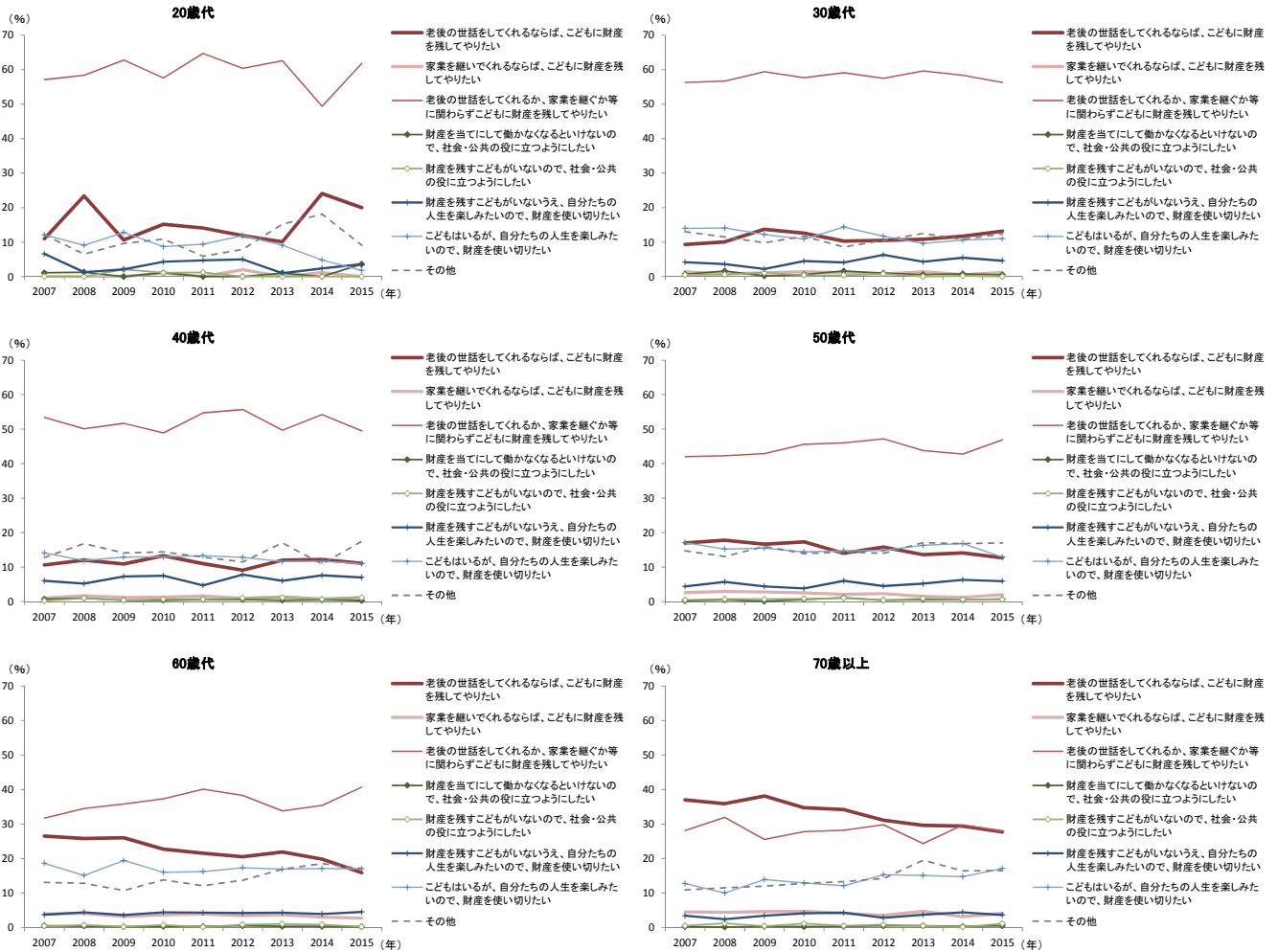
図表 9 遺産に対する考え方



(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」より野村資本市場研究所作成

第二に、世代別に 8 つの選択肢の回答を比べると、「70 歳以上」は他の世代と異なる点が多い（図表 10）。データが入手できる 2007 年以降の最も多い回答は、70 歳以上では「老後の世話を条件にこどもに財産を残してやりたい」であるが、60 歳代以下では「老後の世話や家業を継ぐ等に関わらず、こどもに財産を残してやりたい」である。また、近年の回答内容に特に変化が見られるのも 70 歳以上であり、「老後の世話を条件にこどもに財産

図表 10 遺産に対する考え方（世代別）

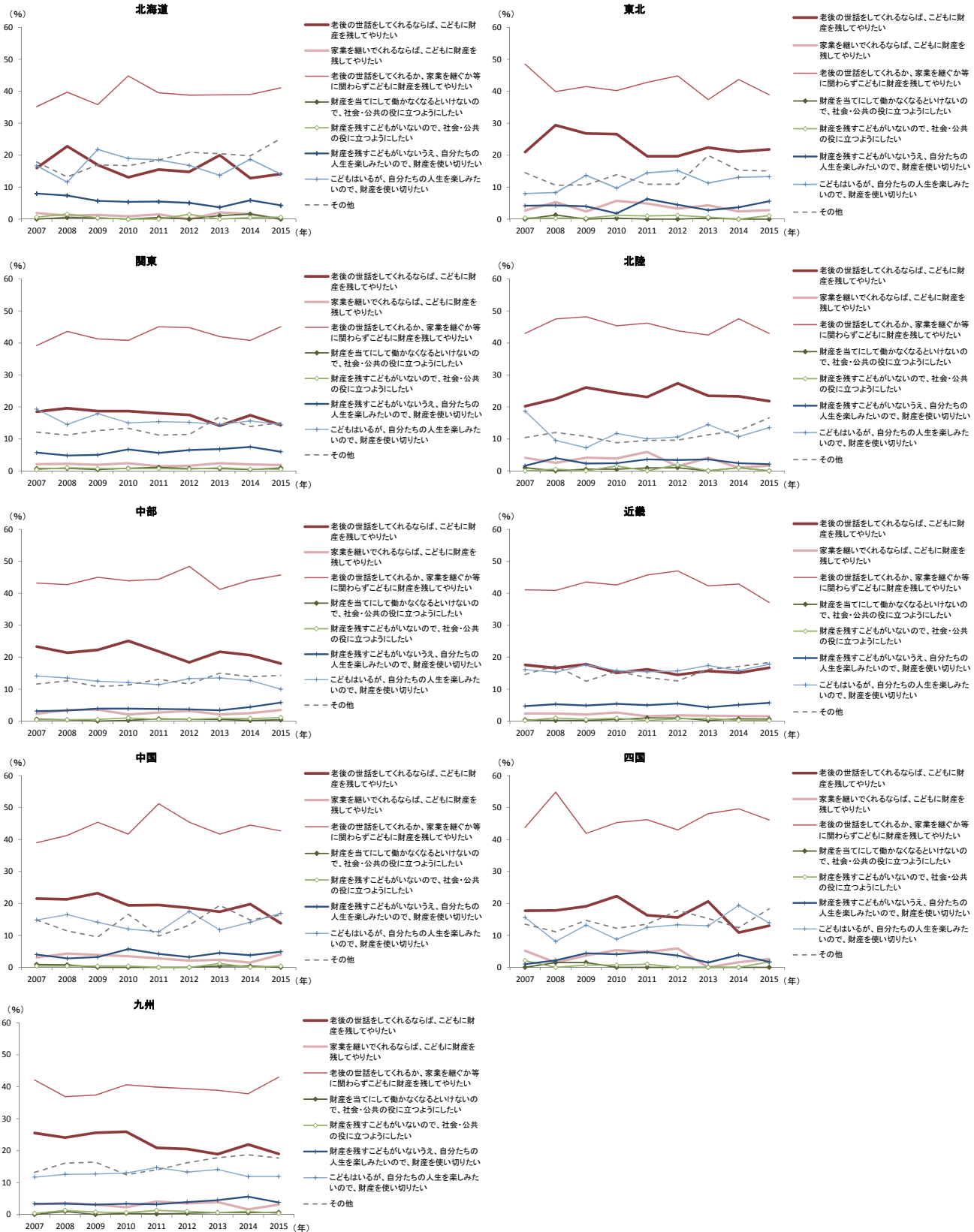


(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」より野村資本市場研究所作成

を残してやりたい」が減少し、「老後の世話や家業を継ぐ等に関わらず、こどもに財産を残してやりたい」が拮抗し僅かに上回るようになってきた。前者の減少分は、「その他」と「財産を使い切りたい」を増加させている。

第三に、地域別に 8 つの選択肢の回答を比べると、どの地域でも最も多いのは「老後の世話や家業を継ぐ等に関わらず、こどもに財産を残してやりたい」である（図表 11）。ただし、二番目に多い回答は地域差があり、「老後の世話を条件にこどもに財産を残してやりたい」が多いのは東北、北陸、中部、九州である。「その他」が多いのは、北海道、関東、近畿、四国であり、この選択肢を選ぶ人の割合が最も多いのは北海道である。そして、「こどもはいるが、自分たちの人生を楽しみたいので、財産を使い切りたい」が多いのは近畿、中国であり、この選択肢を選ぶ人の割合が最も多いのは近畿である。

図表 11 遺産に対する考え方 (地域別)



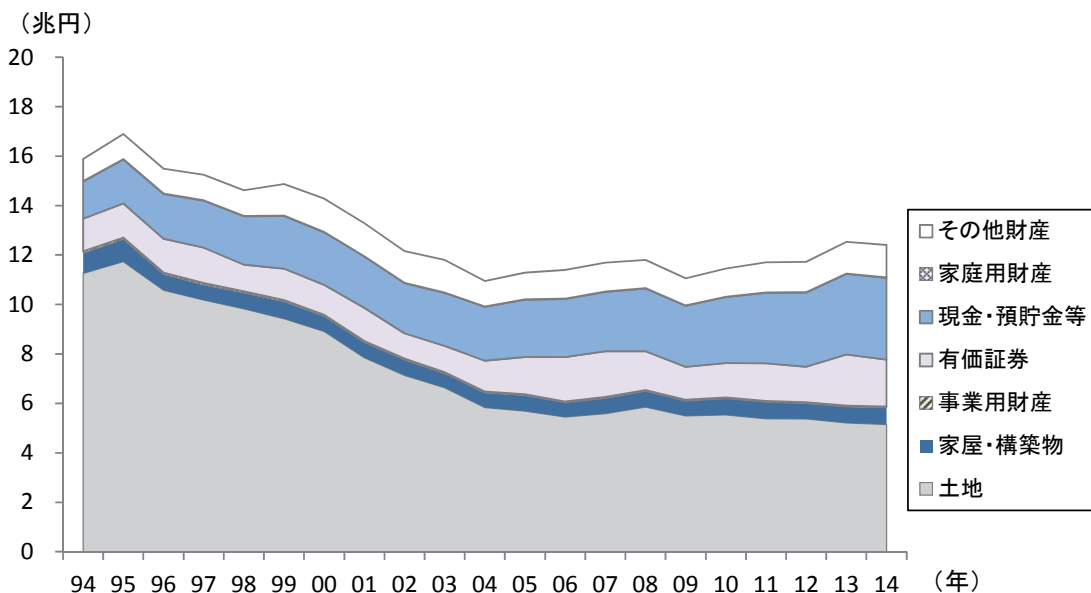
(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」より野村資本市場研究所作成

なお、この世論調査によると、「財産を社会・公共の役に立つようにしたい」と答えた人は、世代や地域を問わずごく僅かである。総じて自分の財産の使途は、当局へ委ねるのではなく、自らの意思で決めたい人が圧倒的に多いと見られる。2015年の税制調査会では、相続税に関する論点整理において「老後扶養の社会化の進展を踏まえた遺産の社会還元」を取り上げていたが²、今後はこのような視点・提案を受容するような雰囲気醸成していけるのか、政策上の工夫とアピールが重要になるだろう。

2. 相続財産のポートフォリオ

先述の通り、相続財産のうち最も多い財産は、「土地」である。過去20年間、この状況は変わっていないが、不動産価格の下落が続いたこと等により、土地と家屋・構築物の価額や割合は減少傾向にある³（図表12）。一方で近年は、不動産の相続税制上の取扱に注目し、タワーマンションへの投資により実売価格と相続税評価額のギャップを利用し課税価格の圧縮を図る、いわゆるタワマン節税が話題になってきた。これに対し総務省と国税庁は、この動きに歯止めをかけるための検討に入ったと報じられている⁴。消費税率引き上げを見送り財政均衡へ向けた道のりが厳しさを増す中で、今後も当局は行きすぎた節税策に対して、一層目を光らせることになるだろう。

図表12 相続財産の種類別の推移



(注) 取得財産価額。

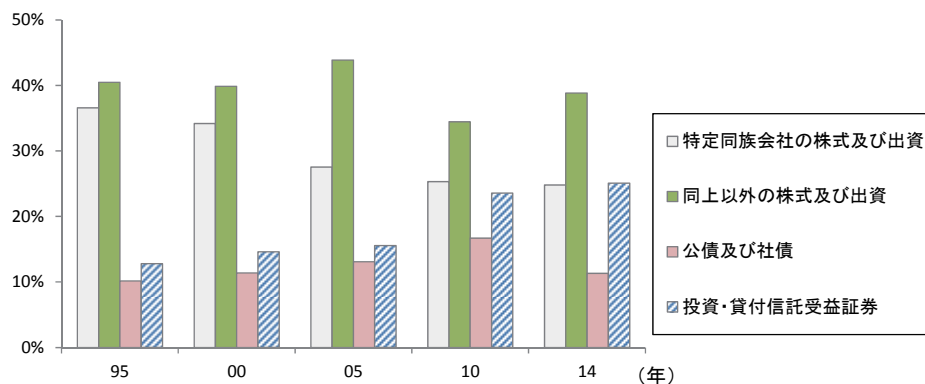
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

² 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月13日）。

³ 1994年から2014年までの間に、小規模宅地等の特例措置が3回見直された影響も考えられる。

⁴ 「「マンション節税」防止、相続税、高層階、評価額引き上げ」日本経済新聞2016年1月24日朝刊1面。

図表 13 相続財産のうち有価証券の内訳



(注) 取得財産価額。
(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

また、相続財産のうち「現金・預貯金等」や「有価証券」の価額・割合は増加している（図表 12）。「有価証券」の内訳を詳しく見ると、20 年前には 4 割近くを占めていた自社株の割合は減少し、運用目的と見られる有価証券の割合が増加している（図表 13）。現在、上場株式等については相続時における税制上の特別な取扱はないものの、金融庁による平成 28 年度税制改正要望では初めて「上場株式等の相続税評価の見直し」が掲げられた。施策の必要性としては、「上場株式や公募投資信託等（上場株式等）は、不動産等と比較して価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続税の評価においては、原則として相続時点の時価で評価され、相続時から納付期限までの期間の価格変動リスクは考慮されていない。このため、上場株式等は、他の価格変動リスクの小さい資産と比べ、相続税評価上の扱いが不利（相続税評価額が割高）となっている。当該相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税評価の見直しを要望するものである。」とされている⁵。同庁による平成 29 年度の税制改正要望はまだ公表されていないが、この政策が将来実現すれば、高齢者財産のポートフォリオも見直されてゆく可能性は高いと考えられる。その観点からも、今後の税制議論が注目される⁶。

V おわりに

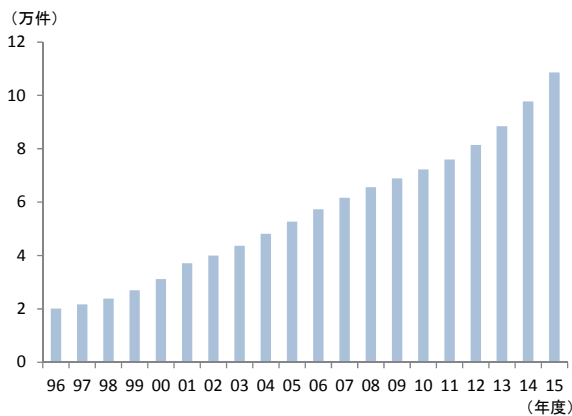
このように近年、相続税統計から見出せる富裕層財産の状況に様々な変化が生じており、個々人の遺産に対する考え方や財産ポートフォリオなど相続事情にも変化が見られるなど、相続を巡り新たな潮流が見られている。金融機関においては、このような相続財産や相続事情の変化や特性を踏まえて、顧客のセグメント化や、どのセグメントをターゲットにどのような戦術で展開するのか、マーケティングの方法を検討していくことは大切になる。

⁵ http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/request/fsa/28y_fsa_k_11.pdf 参照。

⁶ この他にも法務省では「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」のパブリックコメントが実施されている。

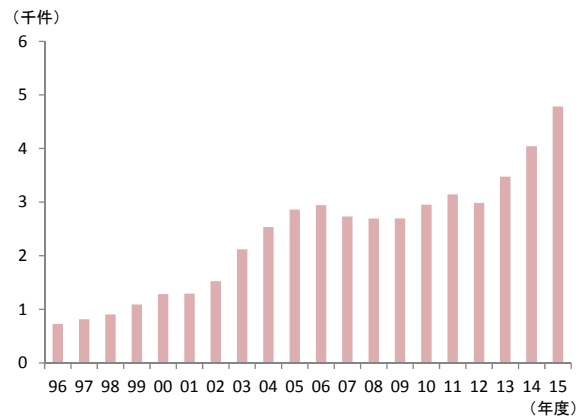
現在、金融機関が高齢者財産の円滑な承継を行うための手段として提供する相続関連業務には、「遺言書の保管・執行業務」と「遺産整理業務」があり、それぞれ利用者が増えている（図表 14、15）。また、個々の家族事情にあわせて生存配偶者や子女の生活保障、個人事業の承継などを実現するための手段として提供する「遺言代用信託」も、利用者が増えている（図表 16）。これらは被相続人の遺産ニーズに応じて将来の相続人へ繋ぐ商品例であるが、今後は変化している被相続人の様々なニーズに応えられるよう、商品の多様化も進もう。特に、遺産のことを現実的なテーマとして考える高齢世代において遺産に対する考え方に変化が見られることは、金融機関にとっては従来の商品だけでなく、実際のニーズに応えられるよう商品・サービスを工夫することで、顧客獲得チャンスを広げられることを示唆していると考えられる。

図表 14 遺言書保管件数



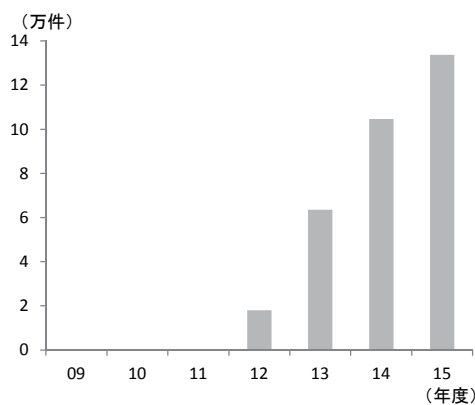
(注) 国内で信託業務を営む金融機関の計数を集計。
(出所) 信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表 15 遺産整理引受件数



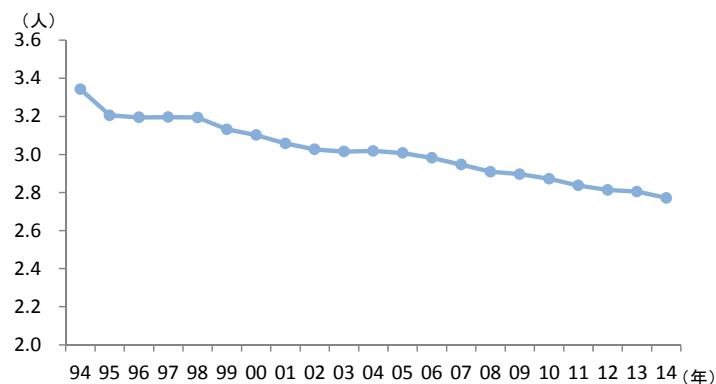
(注) 同左。年度中の引受件数。
(出所) 信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表 16 遺言代用信託の新規受託件数（累計）



(注) 国内で信託業務を営む金融機関の計数を集計。
(出所) 信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表 17 被相続人 1 人当たりの相続人数



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

今後を展望すると、これまで拙稿でも度々指摘してきた通り、相続が及ぼす家計資産への影響は一層大きくなると考えられる。2013 年の被相続人全体のうち「80 歳以上」の構成比は、死亡者数全体のうちの「80 歳以上」の構成比を上回る。年齢階層別に被相続人数が死亡者数に占める割合を算出すると、最も多いのは「80 歳以上」であり、高齢世代ほど多額の資産を持つ人の割合は多いことが示唆される。

また、被相続人 1 人当たりの相続人数は緩やかに減少傾向にある（図表 17）。人口動態から考えると、今後もこの減少傾向は続くと思われ、その分、一人当たりの相続資産の割合は増えて行くと予想される。このように相続が及ぼす家計資産への影響や金融機関ビジネスへの影響は、今後更に大きくなると見込まれる。